利用上の注意及び用語の解説

【利用上の注意】

1 2014年遡及集計について。

前回調査との比較においては、平成 26 年 (2014 年) 全国消費実態調査結果を 2019 年調査の集計方法に合わせて再集計した 2014 年調査の遡及集計の値を用いているため、2014 年の数値は前回発表当時の値とは異なる。

2 調査時期に起因する留意事項。

家計収支に関する結果は2019年10月、11月の収支を集計したものであるが、2019年10月は消費税率改定直後にあたるため、その影響を受けているとみられる。

- 3 「1か月平均」とは、2019年10月、11月の2か月間の単純算術平均である。
- 4 統計表中の数字は、四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。
- 5 統計表中の「一」は、該当数字のないものを示す。
- 6 集計世帯数が少ない結果については、標本誤差が大きいので注意を要する。

【参考】2019年 全国家計構造調査 集計世帯数(概数) 一覧表

調査の種類	家計		所得		資産・負債	家計	
世帯の種類	二人以上				単身		
世帯区分	全世帯	勤労者世帯	全世帯	勤労者世帯	全世帯	全世帯	勤労者世帯
全 国	31,930	17,360	63,510	35,100	62,000	8,370	4,240
長 崎	610	300	1,140	600	1,110	140	70
(表番号)	表1	表 2	表3	表3	表4	表1	表 2

【用語の解説】

○世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」(世帯員が一人のみの世帯)かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

○世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」「無職世帯」「その他の世帯」に分類される。

- ・勤 労 者 世 帯:世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯
- ・無職世帯:世帯主が無職の世帯
- ・その他の世帯: 勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯
- ※世帯主が社長、取締役など会社団体の役員である世帯は「その他の世帯」とする。

○収入と支出

収入と支出に分類される項目を大別すると、次のとおりである。

収入は、勤め先収入や事業収入、内職収入、財産収入、社会保障給付など実質的に資産の増加となる収入を集めた「実収入」、預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めた「実収入以外の受取(繰入金を除く)」及び月初めの手持ち現金残高である「繰入金」に分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの支出を集めた「非消費支出」(「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。)、預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めた「実支出以外の支払(繰越金を除く)」及び月末の手持ち現金残高である「繰越金」に分類される。

以上の収支項目の構成を表で示すと、次のとおりである。

収入	支出
収入総額	= 支出総額
実収入 実収入以外の受取(繰入金を除く) 繰入金	実支出 消費支出 非消費支出 実支出以外の支払(繰越金を除く) 繰越金

○可処分所得

実収入から税金、社会保険料などの非消費支出を差し引いた額で、いわゆる手取り収入 のことである。

可処分所得 = 実収入 - 非消費支出

○平均消費性向

可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

平均消費性向=消費支出÷可処分所得×100